



山形県公報

令和7年3月11日(火)
第585号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 液化石油ガス販売事業者の認定……………(置賜総合支庁総務課) ……173
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……174
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……175
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) ……176
- 港湾計画の変更の概要……………(空港港湾課) ……同

企 業 局 関 係

告 示

- 県民ゴルフ場の利用料金……………177

公 告

- 一般競争入札の公告……………(教育局) ……178
- 同……………(同) ……180

告 示

山形県告示第158号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称 及 び 代 表 者 氏 名	所 在 地	認 定 の 種 別	認 定 年 月 日
株式会社ジェイエサービスおきたま 代表取締役社長 佐原 弘之	東置賜郡川西町大字上小 松978-1	第一号認定液化石油ガス 販売事業者	令和 7. 2. 13

山形県告示第159号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.60%」を「年0.70%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和7年2月20日から適用する。
- 2 令和7年2月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第160号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める

令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和7年2月20日から適用する。
- 2 令和7年2月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第161号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

山形県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営当山地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営当山地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和7年3月13日から同年4月11日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）が

あった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月11日から同月25日まで縦覧に供する。
 令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉庭時田糠野目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市窪田町東江股字北田29番1から 同 砂田245番1まで	旧	19.0メートル } 9.8	535メートル
同 上	新	19.0メートル } 10.8	同 上

山形県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月11日から同月25日まで縦覧に供する。
 令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 玉庭時田糠野目線
- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町東江股字砂田800番37から
同 245番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月11日

山形県告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、中山町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
 令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域 東村山郡中山町内
- 2 公共測量を実施した期間 令和6年6月20日から令和7年2月25日まで
- 3 作業の種類 公共測量（数値図化）

山形県告示第166号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
 令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域 西置賜郡白鷹町大字横田尻地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和6年7月16日から令和7年2月28日まで

- 3 作業の種類
基準点測量（3級基準点）

山形県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
鶴岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 鶴岡都市計画道路事業
(2) 名 称 3・4・19号山王町本町線
- 3 変更の内容
事業施行期間及び事業費の変更
- 4 事業施行期間
平成28年5月6日から令和8年3月31日まで

山形県告示第168号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく酒田港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

令和7年3月11日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更の概要
令和2年3月県告示第189号によりその概要を公示した酒田港港湾計画について、次のとおり変更した。
- (1) 公共埠頭計画
イ 岸壁

地 区 名	水深（メートル）	バース数	変更の内容
本港地区	5.5	1バース	既設の変更計画
	4.5	1バース	既設の変更計画

ロ 埠頭用地

地 区 名	面 積（ヘクタール）	変更の内容
本港地区	1.4	既設の変更計画

(2) 旅客船埠頭計画

イ 岸壁

地 区 名	水深（メートル）	バース数	変更の内容
本港地区	7.5	1バース	新規計画

ロ 埠頭用地

地 区 名	面 積（ヘクタール）	変更の内容
本港地区	0.3	新規計画

(3) 小型船だまり計画

イ 物揚場

地 区 名	水深（メートル）	延 長（メートル）	変更の内容
本港地区	2.0	520	既設の変更計画

ロ 埠頭用地

地 区 名	面 積（ヘクタール）	変更の内容
本港地区	0.7	新規計画

(4) 港湾の再開発

地 区 名	名 称	変更の内容
本港地区	利用形態の見直しの検討が必要な区域	削除

(5) 港湾施設の利用

岸壁

地 区 名	水深（メートル）	バース数	変更の内容
本港地区	7.5	2バース	削除

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

- (1) 山形市松波二丁目8番1号 県土整備部空港港湾課
- (2) 酒田市船場町二丁目5番15号 山形県港湾事務所

企 業 局 関 係

告 示

山形県企業告示第1号

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月11日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

1 利用料金

区 分		金 額	
コース使用料 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	1,120円
		1人18ホールまで	2,332円
		1人18ホールを超え9ホールまで	950円
	土曜日等	1人9ホールまで	2,185円
		1人18ホールまで	4,462円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,100円
乗用カート使用料 (カートフィ)	平日	1人9ホールまで	1,920円
		1人18ホールまで	2,778円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,000円
	土曜日等	1人9ホールまで	1,920円
		1人18ホールまで	2,778円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,250円

備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。ただし、「1人18ホールを超え9ホールまで」の場合は除く。
 - (1) 年齢65歳以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース使用料の額は、1人9ホールまで975円、1人18ホールまで1,900円、1人18ホールを超え9ホールまでは830円とする。

2 適用期間

令和7年3月17日から令和8年3月31日まで

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県県立学校教育情報ネットワーク再構築及び運用管理・保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 令和7年4月21日（月） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県県立学校教育情報ネットワーク再構築及び運用管理・保守業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和13年3月31日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的な教育情報ネットワークの構築又は運用を受託した実績があることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局高校教育課教育デジタル化推進室

電話番号023(630)2792

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年4月4日（金）午後1時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年3月27日（木）午後1時までに山形県教育局高校教育課教育デジタル化推進室に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書並びに3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類を提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Development and operation about Yamagata Prefectural School New Educational Information Network: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 21, 2025
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2792

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県県立学校統合サーバ再構築及び運用管理・保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和7年4月21日（月） 午後1時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県県立学校統合サーバ再構築及び運用管理・保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和13年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその

- 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的な情報系システムの構築又は運用を受託した実績があることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局高校教育課教育デジタル化推進室
電話番号023(630)2792
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年4月4日（金）午後1時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年3月27日（木）午後1時まで山形県教育局高校教育課教育デジタル化推進室に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書並びに3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類を提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required: Development and operation about Yamagata Prefectural School Consolidated Server: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 1:00 P.M. April 21, 2025

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2792